

令和5年度下期 高知県「受注型企画旅行」支援事業 実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、貸切バスを利用し、高知県内での宿泊を伴う旅行商品に対して助成金を交付することにより、高知県外からの観光客の誘致拡大を目的とする。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす高知県への「受注型企画旅行」を実施する旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成する。

(助成要件)

第3条 以下のすべての要件を満たし、事前に(公財)高知県観光コンベンション協会(以下「協会」という。)会長(以下「会長」という。)に助成金を申請し、会長が承認した旅行商品を対象とする。

- (1) 高知県外からの受注型企画旅行で、高知県内の行程中に貸切バスを利用すること。ただし、コンベンション(大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ)、教育旅行、四国霊場巡拝、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。
- (2) 令和5年10月1日から令和6年2月29日までの間(宿泊日基準、ただし令和5年12月31日から令和6年1月3日の宿泊を除く。)に高知県内の宿泊施設(民宿・宿坊・共済組合等の宿泊施設を除く。)に宿泊すること。
- (3) 平日・休日の宿泊で、かつ当該宿泊料金が1泊2食付の場合は8,000円(税金・サービス料込み)以上、1泊朝食付の場合は6,000円(税金・サービス料込み)以上であること。
なお、休前日の宿泊、及び食事なしでの宿泊は対象外とする。
- (4) 主に観光を目的とした旅行で、バス1台あたりの宿泊人数が15名以上(大人料金を支払った実人数とし、小人・無賃人数・添乗員などを除く。)であること。
- (5) 協会が行う他の助成事業との重複は認めない。

(助成金額及び助成限度額)

第4条 助成金額は、承認した1旅行商品について、以下のとおり、基本金額と加算金額の合算とする。
なお、1事業所あたりの助成金限度額は複数の旅行商品を合算して40万円とする。ただし、貸切バス交替運転士料金は上記の上限額に含まないものとする。

基本金額(バス1台当たり)

| 高知県内宿泊数 | 助成金額 |
|---------|---------|
| 県内宿泊1泊 | 20,000円 |
| 県内宿泊2泊 | 60,000円 |

※上記の人数については、大人料金を支払った実人数とする。(小人・無賃人数・添乗員を除く)

2 次の場合、助成額を加算する。

- (1) 旅行の行程に、別表1、別表2に定める協会指定の観光施設・体験プログラム、二次交通(以下「指定施設・プログラム」という。)が組み込まれるとともに、実績が認められる場合は助成金を加算

する。

指定施設・プログラム利用加算(バス1台当たり)

| | 指定施設 A | | 指定施設 B | |
|--------|---------|----------|----------|----------|
| | 1カ所の場合 | 2カ所の場合 | 1カ所の場合 | 2カ所の場合 |
| 県内宿泊1泊 | @5,000円 | — | @10,000円 | — |
| 県内宿泊2泊 | | @10,000円 | | @20,000円 |

※宿泊利用のみで指定施設の利用がない場合でも申請は可能とする。

※天災地変等により指定施設・プログラムの利用が困難な場合に限り、指定条件を満たしていれば当日変更を認める。その場合、変更後の旅行行程表を実績報告時に提出するものとする。

※オプションツアーの設定や選択コース、途中離団等により、宿泊施設や指定施設の利用人数が異なる場合の取扱いは、次のとおりとする。

- ・利用したことを確認できる関係書類に基づいて、実利用人数を算出。
- ・指定施設を複数利用し、それぞれに人数相違がある場合は、利用人数の多い施設が対象。
- ・前条(4)に基づき、利用人数が15名未満の場合は、その施設利用分は助成対象外。

- (2) 貸切バスを利用する旅行商品において、バス発地エリア、高知県内宿泊数及び利用バス台数に応じて助成額を加算、もしくは貸切バス運賃に交替運転士料金(2人目以降のバス運転士料金)が含まれる場合に助成額を加算する。

貸切バス利用加算(バス1台当たり)

※①又は②のいずれか選択のこと(重複適用はないものとする)。

| ①貸切バス利用が認められる場合 | | | ②貸切バス交替運転士料金が含まれた運賃での貸切バス利用が認められる場合 |
|--------------------------|------------------------|---------|--|
| エリア | 起点出発地(都道府県) | 金額 | |
| 1 | 高知県 | 10,000円 | 交替運転士料金 実費相当 ただし、高知県内の宿泊が 1泊の場合7万円/台 2泊の場合10万円/台 を上限。 |
| | 愛媛県 | | |
| | 香川県 | | |
| | 徳島県 | | |
| | 岡山県 | | |
| 2 | 島根県 | 20,000円 | |
| | 鳥取県 | | |
| | 広島県 | | |
| | 山口県 | | |
| | 兵庫県 | | |
| | 大阪府 | | |
| | 京都府 | | |
| | 奈良県 | | |
| 和歌山県 | | | |
| 3 | 九州 | 50,000円 | |
| | 三重県/愛知県/ 岐阜県/福井県 以東 | | |
| ①-2 高知県内で2泊以上の宿泊が認められる場合 | | 20,000円 | |

※貸切バスの車種に関わらず上記の金額とする。

※出発配車地は、JR・航空機利用の旅行商品の場合は駅・空港とし、フェリーを利用のコースは、四国内の港を起点とする。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、旅行出発日の前日から起算して14日前までに下記の書類を会長あてに持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金の申請を受理しないことがある。

提出書類

- (1) 助成金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 旅行行程表
- (3) 次の書類のうちいずれか。
 - ア お客様に提出した、各項目記載の見積明細書(写)
 - イ 宿泊料金単価・宿泊人数が記載された宿泊施設発行の予約請書又は予約確認書(写)
- (4) 貸切バス利用において、その運賃に交替運転士料金が含まれる場合は、バス会社発行の運送引受書(交替運転士料金の明示が必要)の写し

(助成の決定)

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、「助成金交付決定通知書」にて、申請者に対し通知するものとする。

(事業の変更・廃止)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、又は事業を廃止する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(別記第2号様式)を提出し、会長の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して14日以内に下記の書類を持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

提出書類

- (1) 実績報告書(別記第3号様式)
- (2) 請求書(別記第4号様式)
- (3) 宿泊施設を利用したことを証明する次の書類のうちいずれか。

※宿泊人数が記載されたものに限る。

 - ア 宿泊施設発行の領収書(写)
 - イ 宿泊クーポン(写)
 - ウ 宿泊証明書(原本)
 - エ 会長が必要とするもの
- (4) 協会指定施設を利用した場合は、その施設を利用したことを証明する次の書類のうちいずれか。

※利用人数が記載されたものに限る。

 - ア 協会指定施設発行の領収書(写)
 - イ 協会指定施設クーポン(写)
 - ウ 利用証明書(原本)
 - エ 会長が必要とするもの
- (5) 貸切バスを利用した旅行商品においては、そのバス会社発行の運行証明書(別記第5号様式)

※出発配車地が記載されたものに限る。また交替運転士(2マン)料金が含まれる運賃で運行した

場合は、交替運転士(2マン)料金の記載が必要。なお、運送引受書(写)は適用不可とする。

(6) 最終の旅行行程表

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し、助成金を交付する。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めるものとする。また、当該事実が判明した時点から2年間は協会が行う助成事業の申請を受け付けないものとする。

(検査等)

第11条 会長は、必要に応じ申請者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、又は調査ができるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定めるものとする。

附則 この要綱は令和5年8月22日から施行する。

| カテゴリー | 分類 | 備考 |
|-----------|----------------------------|-----------------------|
| 指定施設 A | 龍馬パスポート参加施設 ※指定施設 B を除く | 対象施設・プログラム一覧はホームページ参照 |

指定施設 A 一部抜粋【「龍馬パスポート」観光施設・対象プログラム】

| 市町村名 | 名称/体験運営団体名 | 体験メニュー | 所在地 | TEL |
|-------|---|------------------|-----------------|--------------|
| 香南市 | 創造広場「アクランド」 | | 香南市野市町大谷 928-1 | 0887-56-1501 |
| 香南市 | 絵金蔵 | | 香南市赤岡町 538 | 0887-57-7117 |
| 南国市 | 高知県立歴史民俗資料館 ※2023 年 9 月 29 日～2024 年 3 月 28 日 休館予定 | | 南国市岡豊町八幡 1099-1 | 088-862-2211 |
| 高知市 | 高知県立坂本龍馬記念館 | | 高知市浦戸城山 830 | 088-841-0001 |
| 高知市 | 高知市立龍馬の生まれたまち記念館 | | 高知市上町 2-6-33 | 088-820-1115 |
| 高知市 | 高知城 天守・懐徳館 | | 高知市丸ノ内 1-2-1 | 088-820-1115 |
| 高知市 | 高知県立文学館 | | 高知市丸ノ内 1-1-20 | 088-822-0231 |
| 高知市 | 高知市立自由民権記念館 | | 高知市棧橋通 4-14-3 | 088-831-3336 |
| 高知市 | 高知県立美術館 | | 高知市高須 353-2 | 088-866-8000 |
| 高知市 | 高知よさこい情報交流館 | 鳴子てづくり体験 | 高知市はりまや町 1-10-1 | 088-880-4351 |
| いの町 | いの町紙の博物館 | | 吾川郡いの町幸町 110-1 | 088-893-0886 |
| 日高村 | 観光遊覧船 屋形船仁淀川 | | 高岡郡日高村本村 209-1 | 0889-24-6988 |
| 佐川町 | 佐川町立青山文庫 | | 高岡郡佐川町甲 1453-1 | 0889-22-0348 |
| 仁淀川町 | 武田勝頼土佐の会 | 武田の里 大崎の陣“まいさるく” | 吾川郡仁淀川町大崎 340-1 | 0889-20-2003 |
| 梶原町 | 梶原千百年物語り | | 高岡郡梶原町梶原 1428-1 | 0889-65-1187 |
| 四万十市 | 四万十川観光遊覧船 | | 四万十市内事業者 | |
| 土佐清水市 | 足摺海底館 | | 土佐清水市三崎 4124-1 | 0880-85-0201 |
| 土佐清水市 | たつくし海中観光(株) | | 土佐清水市三崎 4135-2 | 0880-85-1155 |

※上記抜粋以外にも対象の観光施設・体験プログラムがあります。下記 URL 参加施設一覧検索の「区分」観光施設、体験プログラムにチェックを入れてご確認ください。

URL: <https://kochi-tabi.jp/ryoma-pass/>

別表 2

| カテゴリー | 市町村名 | 施設・プラン名 | 事業者名 | TEL | |
|-----------|---------|-----------------------------|-----------------------|----------------------------------|--------------|
| 指定施設 B | 歴史素材 | | | | |
| | 北川村 | 中岡慎太郎館 | | 0887-38-8600 | |
| | 田野町 | 岡御殿 | | 0887-38-3385 | |
| | 安田町 | 安田まちなみ交流館・和(◆) | | 0887-38-3047 | |
| | 安芸市 | 安芸市立歴史民俗資料館 | | 0887-34-3706 | |
| | 本山町 | 本山町立大原富枝文学館 | | 0887-76-2837 | |
| | 津野町 | 吉村虎太郎邸(◆) | | 0889-62-2601 | |
| | 高知市 | 高知県立高知城歴史博物館 | | 088-871-1600 | |
| | 四万十市 | 四万十市郷土博物館 | | 0880-35-4096 | |
| | 土佐清水市 | ジョン万次郎資料館 | | 0880-82-3155 | |
| | 宿毛市 | 宿毛市立宿毛歴史館 | | 0880-63-5496 | |
| | 自然&体験素材 | | | | |
| | 室戸市 | イルカふれあい体験 | | 室戸ドルフィンセンター | 0887-22-1245 |
| | | 室戸世界ジオパークセンター(◆) | | | 0887-23-1610 |
| | | キラメッセ室戸 鯨館 | | | 0887-25-3377 |
| | 北川村 | 北川村「モネの庭」マルモットン | | 0887-32-1233 | |
| | 安芸市 | 陶芸館・ガラス工房体験教室 | 内原野陶芸館・ガラス工房 | 0887-32-0308 | |
| | 安芸市 | 神秘と癒しのパワースポット伊尾木洞のふしぎ発見 | 安芸市観光協会 | 0887-35-1122 | |
| | 香美市 | 龍河洞 | | 0887-53-2144 | |
| | 南国市 | ものづくり体験 | 海洋堂 SpaceFactory なんこく | 088-864-6777 | |
| | 大豊町 | 杉の大杉 | | 0887-72-1585 | |
| | | ゆとりすとパークおおとよ | | 0887-72-0700 | |
| | 高知市 | 高知県立牧野植物園 | | 088-882-2601 | |
| | 佐川町 | 地元ガイドと”さかわ・酒ぶら上町歩き” | 佐川くろがねの会 | 0889-20-9500 | |
| | 越知町 | 越知町立横倉山自然の森博物館 | | 0889-26-1060 | |
| | 仁淀川町 | 中津溪谷ガイドツアー | | 仁淀ブルー観光協議会 0889-20-9511 | |
| | 津野町 | 天狗高原セラピーロードガイド | | 星ふるヴィレッジ TENGU 0889-62-3188 | |
| | 梶原町 | 隈研吾氏建築ガイドツアー | | ゆすはら観光交流案内所まろろど館 0889-65-1187 | |
| | 四万十市 | 四万十学遊館・あきついお | | 0880-37-4110 | |
| | 土佐清水市 | 高知県立足摺海洋館「SATOUMI」 | | 0880-85-0635 | |
| | | 足摺岬クルージング | | 岡野渡船 0880-88-0960 | |
| | 大月町 | 柏島 絶景クルーズ | | 幡多広域観光協議会 0880-31-0233 | |
| | 食素材 | | | | |
| | 土佐清水市 | 伝統の宗田節 節納屋体験 | | たけまさ商店 0880-82-9208 | |
| | 県内全域 | 菓焼き鯉タキ体験 | | 須崎市立スポーツセンター 0889-40-0315 | |
| | | | | カツオふれあいセンター黒潮一番館 0880-55-3680 | |
| | 二次交通 | DMV(ただし甲浦駅乗車又は下車の場合) | | | |
| | | 志国土佐 時代の夜明けのものがたり | | | |
| | | しまんと・あしずり号(四万十・足摺エリア周遊観光バス) | | | |
| | | 四万十川バス | | | |

※(◆)の施設については入場無料のため別途様式(施設利用証明書)にて証明を受けてください。